

第6回 由利本荘市公営事業経営検討委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年8月27日（木曜日）午前10時

2. 開催場所 企業局「大会議室」

3. 出席委員（7名）

金澤 伸浩	小笠原 公毅	山下 知之	片村 正浩
岸田 良子	佐藤 良一	小島 弥恵子	

4. 欠席委員

森 健利	小松 寿	三浦 徳久
------	------	-------

5. 次第

1. 委員長あいさつ

2. 協議

（1）由利本荘市の水道料金・下水道使用料の算定方法（補足）

（2）「水道料金の適正水準について」の答申案

（3）「下水道使用料の適正水準について」の答申案

3. その他

6. 出席職員

局長	工藤 睦	管理課長	佐藤 昌司
管理課経営改善特命課長		営業課長	木内 華奈
	吉田 豊		
水道課長	佐藤 良市	下水道課長	齋藤 純
ガス課長兼13Aガス製造所長			
	堀 友昭		
（管理課）			
参事兼課長補佐兼総務班長		経理班長	三浦 幹彦
	田口 俊一		
経理班主査	栗林 公一郎	経理班主査	小川 有希子
（営業課）			
参事兼課長補佐兼営業班長		課長補佐兼料金班長	伊藤 冬樹
	加藤 大樹		
（水道課）			
計画班長	東海林 悠		
（下水道課）			
参事兼課長補佐兼集落排水班長		参事兼課長補佐兼公共下水道班長	
	佐々木 義広		工藤 憲

7. 委員会議長

金澤 伸浩

8. 会議の概要

○吉田特命課長

おはようございます。本日はご多忙のところご出席を賜りありがとうございます。

定刻前ですが、出席予定の皆様お揃いですので、ただいまから第6回由利本荘市公営事業経営検討委員会を開催したいと思います。

協議の前に本日の出席状況についてご報告いたします。森委員、小松委員、三浦委員から所用により欠席の報告を受けております。

それでは開催にあたり、金澤委員長よりご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○金澤委員長

おはようございます。本日は悪天候の中、お集まりいただきありがとうございます。

今日は上水道・下水道の答申を提出するというのが目標になるかと思いますが、なかなか難しいところになると思いますが、円滑な進行に努めて参りたいと存じますので皆様よろしくお願いいたします。

○吉田特命課長

それでは、協議に入ります。

協議の進行は要綱に基づき、金澤委員長にお願いいたします。

○金澤委員長

それでは、(1) 由利本荘市の水道料金・下水道使用料の算定方法の補足について事務局より説明をお願いいたします。

○三浦班長

水道料金・下水道使用料の算定方法の補足について、私の方からご説明いたします。

資料1「水道料金・下水道使用料の算定方法（補足資料）」の2ページ目を開きください。

本資料は、前回の第5回検討委員会でいただいたご意見を踏まえて、本市の地理的特性とそれを他市と比較したものと費用構造分析の2点について補足説明を行うものです。

次のページをお願いします。

まず、はじめに地理的特性についてご説明します。

由利本荘市は、面積が1,209km²と県内最大であります、一方で人口密度は1km²当

たり56.9人と、県内主要市の中で最も低い水準となっています。水道事業、下水道事業ともに、サービスを届けるためには管路や施設が必要であり、人口が広い地域に分散している場合、同じ人数にサービスを提供するために、より多くの施設や長い管路が必要となります。このことから、本市は維持管理コストが割高になりやすい構造にあると言えます。

次のページをお願いします。

次に、水道事業の施設数についてであります。

本市の浄水場数は27カ所、配水場数は99カ所と、いずれも県内最多となっていて、県全体の浄水場の3分の1、配水場の3割を本市が抱えている計算になります。

広い市域に多数の施設が分散しているため、スケールメリットが働きにくく、施設ごとに個別の維持管理・更新費用がかかる構造となっています。

次のページをお願いします。

次に、管路延長についてであります。

水道管路の総延長は約1,233kmで、県内でも非常に大きな規模となっていて、なかでも導水管については約99kmと、秋田市の約3.3倍と突出した長さになっています。

これは、広大な市域に集落が点在する地理的条件に加え、合併前にそれぞれの区域内で独自に水源・施設を整備してきたため、施設が分散していることが要因と考えられます。

このことが、後ほど説明する取水費用や配送水費用の大きさにつながっています。

次のページをお願いします。

続いて、下水道事業であります。

本市では、市街地をカバーする公共下水道に加え、農村部や漁村部を対象とした集落排水事業を大規模に運営しています。集落排水の処理区域面積は1,700haで、県内でも突出した規模となっています。

面積の大きい市域に事業を展開する必要があること自体が、原価を押し上げる構造的な要因となっています。污水管延長も669kmとなっており、管渠費用が原価の17.2%を占めることに繋がっています。

次のページをお願いします。

下水道の処理施設についてであります。

本市の終末処理場は公共下水道と集落排水を合わせて53カ所ありますが、特に集落排水事業では県内で最も多い47カ所の処理場を有しています。

処理区域が分散しているため、大きな処理場に集約できず、小規模な処理場を数多く維持しなければいけない構造となっていて、浄化するため費用の割合を押し上げることに繋がっています。

次のページをお願いします。

次に管路延長についてです。

本市の污水管の総延長は約669kmで、こちらも県内有数の規模です。接続人口1人当たりで見ると14.2mで、秋田市の2倍以上の管路を維持している計算になります。処理区域が市街地から農村部まで広く分散していることが、水道事業同様、管路の整備・更新コストを押し上げる構造的な要因となっています。

次のページをお願いします。

続いて、費用構造分析についてであります。

給水原価や污水处理原価が何にどれだけ費やされているのかを分析した結果をご説明します。今回の分析は、決算書や固定資産台帳、総勘定元帳などの会計データを用いて、費用を工程別・費目別に分解したものです。

次のページをお願いします。

はじめに、水道事業の工程別の費用構造です。

令和7年度決算の給水原価は1m³当たり230.47円となっています。

これを工程別に見ると、取水費用28.58円、浄水費用71.86円、配送水費用100.6円、管理事務費用15.5円、検針・料金徴収等の費用が13.92円となっていて、取水費用・浄水費用・配送水費用で全体の9割を占めています。

次のページをお願いします。

会計費目別の内訳であります。

費目別では、減価償却費等が47%と突出し、次いで委託料、人件費の順となっています。

水道事業は送配水施設や浄水施設を維持する装置産業であることから、施設更新に伴う減価償却費が原価の半分近くを占めています。

なお、令和7年度の料金回収率は84.44%であり、料金収入だけでは給水原価を回収できていない状況となっています。

次のページをお願いします。

下水道事業の工程別の費用構造です。

令和7年度決算の污水处理原価は1m³当たり195.9円となっています。

工程別に見ると、検針・料金徴収等の費用7.85円、管理事務費用21.8円、污水を集める費用33.66円、ポンプ場の維持管理費用8.05円、浄化するための費用124.53円となっています。処理にかかる費用である浄化するための費用が6割を占め、污水を集める費用と合わせて全体の約8割を占めています。施設や設備の維持管理負担が極めて

大きい構造となっています。

次のページをお願いします。

会計費目別に見ると、委託料が45.9%と最大であり、動力費、修繕費の順となっています。水道事業とは異なり、下水道事業では施設整備費の多くが補助金や一般会計繰入金によって支えられているため、使用者負担としては運転管理や維持管理の経費が中心になっていることが分かります。

また、令和7年度の経費回収率は85.52%となっており、水道事業と同様に使用料だけでは原価を回収できていない状態となっています。

以上が補足資料の説明となります。

○金澤委員長

ただいまの説明について皆様からご意見ご質問を賜りたいと思います。

また、前回の検討委員会において説明のみとなった下水道使用料の算定方法についても、併せてご意見やご質問をお願いいたします。

下水道についてですが、接続人口が47,534人となっています。由利本荘市の総人口と比較すると差があるように思われますが、接続していない人口についてはどのような処理を行っているのでしょうか。下水道へ接続していないのか、または別の方法で処理しているのかお伺いします。

齋藤下水道課長

下水道以外は浄化槽による処理になります。

○金澤委員長

浄化槽等ということで421人と記載していますが、それ以外に浄化槽があるということでしょうか。

○齋藤下水道課長

合併処理浄化槽を使用している方や、くみ取りにより処理している方もいます。

○金澤委員長

この表に記載されていない理由についてお伺いします。

○三浦班長

この表に記載している人口は、市が下水道事業を提供している人口であり、個人で合併処理浄化槽を設置している方は含まれていません。

○金澤委員長

それらの人数について、市として把握する必要はないのでしょうか。

○齋藤下水道課長

処理区域外の全ての世帯が下水道処理区域に含まれているわけではなく、処理区域外の住民がその差に当たります。

○金澤委員長

市としては、水環境の保全の観点から下水道事業を推進する必要があると思います。下水道処理区域外の状況を把握していないとすれば適切な管理に支障を来すおそれがあると思いますが、当該区域の状況をどの部署が把握しているのでしょうか。

○工藤参事

下水道の整備区域は下水道法に基づく認可要件により定められており、要件に該当しない区域は整備区域に含めることができないことになっております。これが公共下水道の考えになります。

また、集落排水についても括りがあるため、どうしても整備区域に含まれないものとなっております。

処理区域外の人口については、総人口から処理区域内人口を差し引くことでしか把握できないものと思います。

○佐藤管理課長

補足いたします。由利本荘市下水道使用料の算定方法に関する補足資料に記載している接続人口は、企業局が下水道使用料を徴収している対象人口です。処理区域外の住民については下水道使用料の徴収対象ではないため、本資料には含めておりません。

○金澤委員長

同じ由利本荘市民ですので、その方々も浄化槽に費用をお支払いしていると思います。その方々と下水道を接続している方々との公平性を保つことも一つの観点であるのかなと思います。そういったことから、浄化槽を使用している方が由利本荘市民の中にどれだけの割合がいるのかといったことが、この表からはよく見えないところがあって、例えば下水道が大幅に安いといったことになると、その人たちがメリットを受けるといったことになり、公平性がどうなのかといった議論も出てくる可能性があると思います。そういった面で、由利本

荘市民がどういう割合なのかということが把握できる数字があってもいいのかなと思います。今、検討するところとしては、47,500人の中の料金の計算という事は勿論理解できますが、由利本荘市全体の公平性ということを考えた時に、料金にも関わることと思うところで、そういった面で浄化槽の421人以外の人数も参考に入れていただければと思います。

また、由利本荘市の環境のことを考えたときに、浄化槽を設置していない住宅も残っていると思います。そういった割合も把握しておくことが市の環境を保つ上では重要なことであると思いますので、もしかしたら企業局さんには関係ないお話かもしれませんが、由利本荘市の中でこういった部署が情報を把握しているか明確にしていいただければと思います。

○佐藤管理課長

下水道以外のことについては、生活環境課において、し尿処理等の業務を所管していることから、関連情報を把握している可能性があります。今後は、企業局と生活環境課との間で情報共有を図り、今後の施策に生かしていきたいと思います。

○金澤委員長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○齋藤下水道課長

補足説明します。県の取りまとめにより、下水道・集落排水等については数字を把握していますが、浄化槽やくみ取りについては、市への届出を要しないものもあることから、実態を正確に把握することが困難な状況にあります。そのため、統計上は出てこないのが現状です。

○金澤委員長

県では95%を目標に継続して統計を取っておりますが、そういうところは把握されていないのでしょうか。

○齋藤下水道課長

推計値ですが、県で公表している値はあります。

○A委員

企業局が管理している浄化槽は、下水道事業で設置された浄化槽なのでしょうか。

○佐々木参事

市設置型浄化槽は、農業集落排水事業と環境省所管事業との連携により実施された事業を活用して、市が設置した浄化槽です。

○A委員

それは市街地の一般家庭ではないということですよね。

○佐々木参事

今、市で持っているのは農業集落排水を対象としたもので市の設置型ということでやっております。今現在は事業を行っておりません。

○金澤委員長

家庭用の浄化槽では無いということですよね。

○佐々木参事

説明不足で申し訳ありません。一般家庭のお宅に1軒に1個ずつ市が設置・管理している合併浄化槽です。

○金澤委員長

個人が設置・管理している方もいるし、市がお金を出して設置・管理している方もいるということですよね。

○佐々木参事

はい。

○吉田特命課長

補足いたします。浄化槽には、市が設置・管理するものと、個人が設置・管理するものの二種類があります。現在、浄化槽を設置する場合、例えば西目地域や岩城地域などの処理区域外において、浄化槽を設置する場合は市の補助金制度を活用して設置することが可能です。また、市が設置・管理する浄化槽事業については、現在は実施していないということになります。

○金澤委員長

そのほかございませんでしょうか。

○B委員

丁寧な補足資料なので、本市の現状は理解しましたが、4ページにある浄水場の数とか配水場の数が他市と比べてとても多いような気がします。例えば大仙市は浄水場1カ所、配水場はゼロということですが、これでやっていけるというのは大仙市に何か特別な理由があ

るのでしょうか。

○佐藤水道課長

地域特性にもよりますが、浄水場があって、全体的に確保できるだけの水源があって、高い位置にあれば配水することは可能だと思います。また、この資料では上水道のみを対象としていますが、おそらく簡易水道というのがこの他にあるものと思われます。由利本荘市においては、平成２９年に簡易水道をすべて上水道に経営統合しておりますので、施設数がかなり多くなっている状況になっております。

○佐藤管理課長

水道課長から説明があったとおり、由利本荘市では平成２９年に上水道と簡易水道を統合しており、その結果、施設数は２７、９９施設となっています。一方、大仙市については、おそらく上水道と簡易水道が統合されていないため、上水道のみの施設数が計上されており、その結果として施設数が少なくなっているものと考えられます。

○Ｃ委員

５ページに記載されている管路と導水管の違いについて、また、それぞれの延長距離の関係及び測定方法について教えてください。

○佐藤水道課長

導水管は、水源から浄水場まで原水を送るための管です。これとは別に送水管があり、浄水場で浄水処理した水を配水池等へ送るための管を指します。また、配水池から各家庭等へ水を供給するための管を配水管といいます。

水道管は、導水管、送水管及び配水管の三種類に区分されます。管路総延長は、これら三種類の管路の延長を合計したものです。

由利本荘市では浄水場の数が多いことから、水源から浄水場までを結ぶ導水管の延長も長くなっています。

○Ｃ委員

わかりました。

○金澤委員長

ほか、いかがでしょうか。

私から申し上げます。ＡＢＣ分析をご提示いただき、ありがとうございました。非常に分かりやすい資料であったと思います。

その中で、水道事業における減価償却費の割合が大きいとの説明がありましたが、減価償却費は年度ごとにどのように推移しているのでしょうか。減価償却費の増減は将来の料金設定にも影響するものと考えられますので、推移が分かる数値がありましたらご紹介いただきたいと思います。

新たな施設の整備により減価償却費が増加しているものと考えられますが、現時点では施設の整備状況や更新状況の全体像が十分に把握できていないため、今後、減価償却費が増加するのか、あるいは減少するのかを判断することが難しい状況です。見通しだけでも結構ですので、ご説明いただければと思います。

○佐藤管理課長

第4回検討委員会において財政シミュレーション資料をお示ししており、その中で減価償却費の見通しについて説明しております。資料では、令和8年度に約11億3,000万円、令和13年度には約11億8,000万円と見込んでおり、約5,000万円の増加を想定しています。また、令和16年度には約12億5,000万円となる見込みであることから、今後も増加するものと想定しております。

○金澤委員長

ありがとうございました。

下水道事業についてお伺いします。資料の最後の部分では委託料が大きな割合を占めているようですが、委託料の主な内容について、特に金額が大きい費目がありましたらご説明いただければと思います。

○三浦班長

本市の下水道事業は、維持管理を民間の業者に委託しており、その維持管理委託料が大きいものとなっております。

○金澤委員長

委託料は人件費とか汚泥処理費といったものになるかと思いますが、人件費が多いのでしょうか、それとも処理費が多いのでしょうか。

○工藤参事

委託費の主な内容としては人件費が占める割合が大きくなっています。割合の詳細については直ちにお答えできませんが、人件費のほか、薬品関係や水質分析業務等に係る経費が含まれています。

○金澤委員長

ありがとうございます。そうすると13ページのグラフは動力費・薬品費、人件費という項目もありますけれども、そちらの方に行く分もかなりあるということで理解してよろしいですね。汚泥の処理費とかはそれほど負荷は無いのでしょうか。

○工藤参事

汚泥の処理費も委託に入っています。

○金澤委員長

わかりました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、次の「水道料金の適正水準について」の答申案について、事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤管理課長

それでは、「水道料金の適正水準について」の答申案を説明いたします。

資料2をご覧ください。これは、4月6日付けで水道料金の適正水準について市長から諮問を受けたものに対する答申案になります。

答申案の内容ですが、はじめに「1. 水道事業の現状について」では、本市の水道事業は、市民生活を支える重要なライフラインですが、本市は広大な市域に多くの施設や管路を有していることから、維持管理費が高くなりやすい経営構造となっています。加えて、人口減少による収入減少、施設の老朽化、耐震化への対応、さらには鳥海ダム関連事業や施設再構築事業など、今後も多額の投資が必要となる状況にあり、経営環境は一層厳しさを増している。としています。

次に「2. 料金改定の必要性について」ですが、委員会に示された財政シミュレーションでは、現行料金を維持した場合、令和10年度以降は赤字経営に転じ、令和13年度には約3億円の赤字、料金回収率も74%まで低下する見込みとなっています。このような状況から、水道料金の改定はやむを得ないものと判断いたしました。としています。

続いて、2ページ目「3. 適正な料金水準について」ですが、料金水準については、日本水道協会の「水道料金算定要領」に基づく総括原価方式を検証した結果、料金算定期間を5年間とし、経常収支比率及び料金回収率100%以上を目標とする考え方は妥当であると判断しました。また、市民負担との均衡を考慮し、資産維持率を0.4%とした結果、平均改

定率36.9%が必要との試算についても理解できるものと判断する。としています。

次に、「4. 料金体系について」ですが、算定要領どおりの料金体系では一般家庭や小規模事業者の負担増が大きくなることから、委員会では複数の料金体系を検討しました。その結果、算定要領との整合を保ちながら、利用実態を踏まえて一般家庭等への急激な負担増を緩和する調整案を採用することが適当である。としています。

続いて、3ページ目「5. 附帯意見」として、委員会では、市民に料金改定をお願いする以上、市においても最大限の経営努力が必要であるとの意見で一致しました。このため、「鳥海ダム整備を見据えた施設再構築と最適化」、「老朽施設更新及び耐震化の推進」、「漏水対策による有収率向上」、「デジタル技術の活用」、「継続的な料金検証」に取り組むよう附帯意見を付しております。特に、料金改定率の抑制に向け、維持管理費の縮減や経営改善を継続して行うことを強く求めています。さらに、料金改定の実施時期については、冬期間の推定使用水量精算事務との重複を避け、市民への説明や料金徴収事務を円滑に行うため、令和9年7月とすることが適当である。としています。

次に、「6. 市民への説明責任」として、本委員会は、市に対し、料金改定率だけでなく、水道事業全体の現状や将来計画、施設再構築の方針や原価構造等について、市民へ丁寧かつ分かりやすい説明を行うよう求めています。

最後に、4ページ目になりますが、「結論」では、水道料金の改定は必要であると判断し、答申案に示した料金体系を基本として見直しを行うことが適当である。と結論付けたものであります。今後、市においては経営改善と情報公開を着実に進めながら、持続可能な水道事業の運営に努められたい。として締めくくっております。

5ページ・6ページ目は、水道料金の適正水準として料金改定内容を、現行と改定案と算定要領準拠の料金表、また、それぞれの比較表などを掲載しております。

水道料金の適正水準についての答申案の説明は以上になります。

○金澤委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見よろしく願いいたします。

○D委員

事前に配付いただいた資料2の答申案について、お伺いしたいことがあります。「5. 経営改善に関する附帯意見」において「浄水場の統廃合」が挙げられていますが、先ほど補足資料で説明のあった多数の浄水場施設を統廃合した場合の施設管理費や維持管理費と、現状

を維持した場合の費用とを比較すると、どちらが経済的に有利となるのでしょうか。
また、浄水場の統廃合が水道料金の適正化や経営の健全化にどのように結び付くのかについてお聞きしたいと思います。

○佐藤管理課長

現時点では、施設の統廃合に関する試算は実施しておりません。しかしながら、今後、人口減少の進行等により施設の統廃合が必要となった場合には、整備費や維持管理費などの経費について試算を行い、費用対効果を比較・検証しながら検討を進めていく必要があると考えております。

○D委員

現時点で比較はしていないのですか。

○佐藤管理課長

現時点では比較しておりません。今のところ現状を維持しながら経営して行くという方針で収支見通しを立てて進めているところです。

○金澤委員長

言葉として統廃合ありきではなくて、今のようなことをこれから検討した上で、現状維持、統廃合するといった結論を出していくという意味で最適化という言葉を使ったという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤管理課長

はい。

○D委員

料金改定の時期が令和9年7月からとなっていますが、この時点で約30%の料金改定を一括で実施する予定なののでしょうか。それとも、段階的に改定を行う予定なののでしょうか。

○佐藤管理課長

この答申案の改定案が承認されれば令和9年7月からということになります。

○金澤委員長

令和9年7月というのは、この時期を逃すと赤字に転落するという時期だったのでしょうか。

○佐藤管理課長

料金改定については、令和9年度から令和13年度までの5年間を算定期間とし、その期間の総括原価に基づいて改定率を算定しております。また、推定水量の精算事務の時期と重なると、市民にとって分かりにくく、事務手続も煩雑になることから、料金改定の適用時期を3ヶ月遅らせることとした旨を前回の委員会で説明しております。

○D委員

算定期間が5年間あるのであれば、料金を一度に約36%引き上げるのではなく、例えば10%、20%といった形で段階的に改定していくといった方向性にならないのでしょうか。

○佐藤管理課長

改定案は、5年間の算定期間における総括原価を基に算定しており、当該期間内に必要な費用を回収するため、約30%台の改定率を見込んでいます。例えば、料金改定を段階的に実施し、初年度の改定率を20%とした場合、回収できなかった分を後年度で補う必要があります。その結果、3年後の改定率がさらに大きくなり、場合によっては50%程度の改定が必要となる可能性もあります。

このため、算定期間である5年間を通じて必要な費用を安定的に回収できるよう、平均して約36%の改定率を適用する方法としております。段階的な改定とした場合には、後年度の負担がより大きくなることを見込まれます。

委員の皆様が、初期の負担が大きいことを考慮し、段階的な料金改定が望ましいとお考えであれば、その旨を附帯意見として答申に盛り込むことも可能です。

○金澤委員長

いかがでしょうか。

これから5年後に料金改定があるわけですね。そこでまた値上りする可能性があるというところもあって、5年ごとで見ると、5年ごとに段階的に上がっていくという見方もできなくもないということ。あと、幅が三十数パーセントと大きい数値ですが、今後5年後にまたいくら上がるのかわかりませんが、今回段階的に上げていったとして、次の数字からそんなに乖離しなければ徐々に入れて行くのも良いのかもしれないですが、そこが分からないところになります。

○佐藤管理課長

ただいま委員長からお話があったとおり、昨年度策定した10年間の経営戦略における財政シミュレーションでは、現行料金と比較して10年間で約40%の料金改定が必要であるとの試算となっております。今回、5年間の算定期間において約30%台の改定を行うとした場合、5年後の次回改定時には、現行料金と比較して40%台の改定率が必要となるこ

とも想定しております。

○金澤委員長

ありがとうございます。

料金を変えるとコストがかかるとはと思いますが、多額の費用を要するのでしょうか。

○佐藤管理課長

費用としては、システム変更等の経費を要します。また、今回のような検討委員会の開催と
かになり、そういった部分の経費を要することになると思います。

○E委員

資料でまとまっているので特に意味はありませんが、答申書の附帯意見の中で、上水道、下
水道もですが、例えば収入の確保というか、費用がかかることは良くわかりますが、これが
現実的であるかどうかは別物として、例えば収入を得ることについても、入れておくべきな
のかなというところがあります。

わかりませんが、本荘の水道の取水地というのは由利本荘市内の山間部、上流の水源から水
を引いているのですか。隣接している羽後町とか、にかほ市、秋田市とかではなくて、上流
にある水源から水を引いているというイメージで良いのでしょうか。

○佐藤管理課長

水源にはさまざまなケースがあります。例えば、私の住む矢島地域では、鳥海山を水源とす
る水を取水しています。鳥海山は山形県と秋田県にまたがるため、雪解け水による伏流水を
含め、他地域を経由した水が流入している可能性もあります。

○E委員

前もお話したことがあるかもしれませんが、例えば地元の水であれば「〇〇の水」みたいな
感じで、出品したものをペットボトルで販売して、その得た収益を料金に還元するといった
考え方とか、下水道であれば糞尿、し尿、微生物とかそういったもので化環させて、何段階
に分けて浄水して、最後、まとまった汚泥は販売というか、売っている状態にありますよね。
汚泥はどうされていますか。確か売っていますよね。

○齋藤下水道課長

販売はできませんが、一部に肥料として提供している箇所があります。

○E委員

例えばそれを販売出来る仕組みづくりを検討し、汚泥で肥料を作って、本来であれば野菜作りに使えばいいのでしょうけれども、抵抗がある市民もいるでしょうから、そういった肥料で植物を栽培して販売するとか。また、その過程で出る熱は多肉植物の温度管理に使うとか。何が言いたいかというと事業化の検討をして料金に還元できないものかということを経営意見に入れるというのは難しいでしょうか。

○佐藤管理課長

委員のみなさんのご意見であれば答申書に追記したいと思います。

○工藤局長

今のご意見は、「５．附帯意見」の中に「財源確保に努めて、できるだけ料金改定率を抑制していただきたい」といったことを追記したらどうかといったご意見だと思いますので、検討委員会の中で追記したいということであればそのようにしたいと思います。

○E委員

私も無理に言いたくはないので。ただ、市としてそういったことを本来検討しなければならないのではないかと非常に思っていて、今、循環型、循環型農業といったようなことがとても大切になっていますので、そういったところを含めると非常に多いし尿処理のあとの汚泥が出るわけで、それを有機質として使えるのであれば、是非、収入に繋げていくべきだと思うし、水も何十カ所もあるのであれば、それを収入に繋げるといったような努力を見せるべきといったところが私としてはあるのですが。ただ、それも費用対効果だし、私からの強制ではなくて、市として本当に前向きに考えるのであれば盛り込むべきだし、「そんなこと言われても今そうではないですよ」というのであれば盛り込む必要もないと思いますし、あくまで一意見として述べていることなので無理にとは言いませんが、検討すべきではないかと正直思っています。

○F委員

今、E委員がお話したことに関連して、ちょうど１０日前に市長さん、副市長さんと農政に関する意見交換をさせていただきました。その中で、今、市で東北のアスパラ日本一を目指すということを議会で可決していただいております。そこで、我々の施設の後ろの方にアスパラの団地を作りたいなと思って、ビニールハウスを２０棟ほど計画しております。アスパラは非常に堆肥とか肥料を使う作物ですので、そういったところに使用できるかどうか検討しながら、市と企業局と私たちと連携すれば何らかの事業に結びつくのではないかと思いますので、今いただいた提案を、是非、答申書に盛り込んでいただいて、できるかどうかは別の問題だと思いますが、そうしていただければありがたいと思います。

○佐藤管理課長

承知しました。水道・下水道の答申書に取り入れさせていただきたいと思います。

○金澤委員長

それでは入れていただくということで決議させていただきたいと思います。

小水力発電とかも考えられると思います。

先ほどご意見のあった料金改定率についてですが、段階的に引き上げる方法と、改定率を一度に適用する方法のいずれが望ましいか、ご意見をお伺いしたいと思います。段階的な改定とする場合でも、一段階で実施するのか、あるいは複数段階に分けて実施するのかといった検討が必要になります。

改定率約３６％という数字は、市民負担の観点から見ると大きいものではあります。将来的な経営状況を考慮するとやむを得ない面もあると考えられます。なお、秋田市では約３２％の料金改定を一度に実施する方針と伺っております。

この点について、いかがでしょうか。

○Ｃ委員

料金改定の都度、システム改修が必要となり、そのたびに経費が発生することから、結果としてコストの増加につながるのではないのでしょうか。そのような点を踏まえると、まずは今後５年間について約３６％の料金改定を適用し、その後の料金水準については改めて検討するという方向でよいのではないかと考えます。

○金澤委員長

今回の料金改定において大幅な改定が生じないよう、この５年間で経営改善に努めていただくことを前提として、今回は約３６％の料金改定を一括で実施するという考え方でよろしいでしょうか。

様々なご意見があるかと思いますが、多くの委員の皆様のご意見としてはその方向でよろしいようですので、そのように取り扱いたいと思います。

そのほか、水道に関してご意見等ございませんでしょうか。

それでは、収入確保に向けた事業の検討に関する内容を盛り込む修正を加えた上で、この答申案とすることによってよろしいかどうか決議したいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

異議ありません。

○金澤委員長

異議なしということで認めさせていただきます。

なお、細かな字句などの修正というのが残っていると思いますが、そういう修正等につきましては、事務局と私の方で修正させていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

続きまして、「(3) 下水道使用料の適正水準について」の答申案について、事務局の説明をお願いいたします。

○佐藤管理課長

それでは「下水道使用料の適正水準について」の答申案を説明いたします。

資料3をご覧ください。これは、4月6日付けで下水道使用料の適正水準について市長から諮問を受けたものに対する答申案になります。

答申案の内容ですが、はじめに「1. 下水道事業の現状について」では、本市の下水道事業は、公共下水道、集落排水及び浄化槽事業などにより、市民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に大きく貢献してきました。しかしながら、本市は県内最大の面積を有し、多数の処理施設や管路を維持管理していることから、人口規模に比べて維持管理費が大きいという特徴があります。加えて、人口減少による使用料収入の減少、施設の老朽化、動力費や修繕費の増加などにより、今後の経営環境はさらに厳しくなることが見込まれています。としています。

次に「2. 料金改定の必要性について」ですが、委員会に示された財政シミュレーションでは、現行使用料を維持した場合、経常収支は継続して赤字となり、経費回収率も令和13年度には78.4%、令和16年度には74.3%まで低下する見込みとなっております。このような状況から、本委員会は、下水道事業を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、使用料改定は必要であると判断いたしました。としています。

続いて、2ページ目「3. 適正な使用料水準について」ですが、委員会では、日本下水道協会が示す算定方法に基づき、総括原価方式による検証を行いました。その結果、経費回収率100%を目標とした場合、平均で約34%の改定が必要であるとの試算結果となりましたが、将来の事業継続を考慮すれば必要な水準であると理解する。としています。

次に、「4. 下水道事業の公共性について」では、下水道事業は公衆衛生や生活環境の維持に関わる公共性の高い事業であります。本市のような広域自治体では、全ての費用を使用料だけで賄うことは現実的ではなく、利用者負担と公費負担の適切な均衡を図るべきであるという認識を委員会で共有いたしました。としています。

続いて、「5. 使用料体系について」ですが、委員会では、複数の改定案を比較検討した結

果、現行の利用実態を踏まえ、一般家庭と事業用利用者の双方に過度な負担集中が生じないよう配慮した「使用実態配慮型」の改定案を基本として見直すことが適当である。としています。

次に、３ページ目「６．附帯意見」として、委員会では、市民に負担増をお願いする以上、市においても最大限の経営努力を行うべきであるとの意見が多く出されました。

このため答申案では、「施設統廃合や処理区域の再編」、「汚水処理方式の最適化」、「ストックマネジメントの推進」、「維持管理コストの縮減」などに継続的に取り組み、使用料改定率を可能な限り抑制するように求めています。さらに、使用料改定の実施時期については、冬期間の推定使用水量精算事務との重複を避け、市民への説明や料金徴収事務を円滑に行うため、令和９年７月とすることが適当である。としています。

続いて、「７．市民への説明責任」として、市民理解を得るためには、単に改定率を示すだけではなく、下水道事業全体の現状や将来計画、処理区域の考え方、施設統廃合の方向性、利用者負担と公費負担の考え方などについて、分かりやすく説明していくことが重要である。としています。

最後に、４ページ目になりますが、「結論」では、下水道使用料の改定は必要であると判断し、現行の利用実態を踏まえ、一般家庭及び事業用利用者双方への影響の均衡を図った使用料体系を基本として見直しを行うことが適当である。と結論付けたものであります。あわせて、施設統廃合、汚水処理方式の最適化及び経営効率化を着実に推進するとともに、下水道事業の公共性を踏まえた適切な公費負担との均衡を図りながら、持続可能な事業運営に努められたい。として締めくくっております。

５ページ目は、下水道使用料の適正水準として料金改定内容を、現行と改定案と機械的な調整をした料金表、また、それぞれの比較表などを掲載しております。

下水道使用料の適正水準についての答申案の説明は以上になります。

○金澤委員長

ありがとうございました。

それでは委員の皆様からご質問ご意見をお願いしたいと思います。

改定案の数字については、前回、時間が足りなくて消化不良のところもあるかと思いますが、改定案は使用実態配慮型という名前で変わっていると思いますけれども、そういう名称で出ているということで、最後のページの一番下のところで現行比と比べて、家庭では約３０から４０％、３０立方メートル以上にあっては約２５％の値上げになるという案でございます。

○Ｃ委員

水道料金の資料２と下水道の料金のことでお聞きしたいのですが、水道料金表の最終ページに算定料金が記載されていますが、口径１３mm及び２０mmは、一般家庭で主に

使用されている口径と考えるとよろしいでしょうか。

○佐藤管理課長

そうなります。口径が13mmと20mmのところがだいたい一般家庭の標準になります。

○C委員

現行料金と比較すると、口径13mmは月額3,960円に対し1,430円の増額、口径20mmは1,980円の増額となっています。これに関連して下水道使用料についても伺いますが、一般家庭における標準的な使用料は、どの項目を見ればよいのでしょうか。

○佐藤管理課長

20㎡のところになります。

○C委員

そうしますと、現行料金が3,035円である場合、料金改定により約32%増額され、4,150円になるという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤管理課長

機械的調整型だと4,150円で、使用実態配慮型だと4,000円ということになります。

○C委員

これでいくと下水道が月額で約1,000円増額、水道が約2,000円増額ということは月額で約3,000円値上りになってしまうということですよね。それで、今日の新聞に秋田市の水道料金の改定が載っていました。水道が3,828円で968円増額、下水が3,674円で561円増額の32%増額と書いていました。そうすると月額7,502円になりますよね。となると、これから比べるとやっぱり由利本荘市は高いじゃないですか。なぜ高くなるのかっていうのは、今日の地域が広いということ、施設が多いということで非常に経費が増加するというのは分かりましたが、ただ、利用者負担が非常に増えるということで、それは企業局で対応できるかどうか分かりませんが、生活困窮者や低所得者に対する支援について、行政側に対して答申書の中で要望することはできないのでしょうか。

○佐藤管理課長

できると思います。

○C委員

是非、お願いしたいと思います。

○佐藤管理課長

わかりました。

○C委員

答申書の「市民への説明責任」のところで「利用者負担と公費負担の考え方」というのが水道の答申書には入っていないので考えていただければと思います。

○佐藤管理課長

下水道事業に関する答申書案にこの項目を盛り込んだ理由は、委員の皆様からのご意見があったように、広域な市域の中で農業集落排水施設等の統合を進めている状況を踏まえ、下水道事業に対する一般会計からの繰入れなど、公費負担の在り方についても検討していたきたいとの考えを反映したものです。

ですので、委員からご意見のあった生活困窮者の一般会計からの補助といったような意味と少し違いますのでその内容については別途記載したいと考えております。

○金澤委員長

今のご意見に関連するご意見ございませんか。

○A委員

低所得者に関しては是非お願いしたいと思います。それと別の件で、下水道に公費を入れることについて、自分のような個人的に浄化槽を入れているところに関してはあまり無いということで、少し関心が自分で薄いと思うところがあるのですけれども、配布されてきた資料の中には浄化槽にかかる費用のことを明らかにしていただきましたので、大変ありがたいなと思いました。実際、日常的にこれだけの費用がかかりますし、何かあった場合、壊れた場合、地震により亀裂が入るだとか、そういうこともあります。耐用年数もあって20年経てばやっぱり修理しなければならないと言うことが発生しますので、そういった所も、この事業とは関係ないかもしれませんが、公平性という意味で考えていただければありがたいという意見です。

○金澤委員長

ありがとうございます。そういった面では、一般財源から入れるというのは上水道の方がむしろ多くあるべきで、下水道の方は今の公平性という面で少し懸念があるところはあるのかなと思います。ただ、今、ご家庭で浄化槽を持たれている方についても、更新という時にはしっかり市の方で補助していただくなり公平性が保てるような施策をしていただきたいと思います。そういったことが答申書に盛り込まれればはつきりするのかもしれませんが

れども。

それでは先ほどの上水も遡りまして、今の件を盛り込んでいただくことをお願いしたいと思います。そのほか下水道に関して、いかがでしょうか。

今の件について、浄化槽を個人で持たれている方との公平性みたいなところは、企業局さんのお話ではなくて、市がすべきところだと思いますので、附帯意見で、市に対して公平性を保つような施策をお願いするといったことを盛り込んではいかがと思いますが、どうでしょうか。

修理更新のところで個人負担が大きいと思います。そこに対しての配慮というか支援を市の方で是非してくださいと。その上で、公平性の保った料金値上げと言うところもご配慮いただきたいと。いかがでしょうか。

そほかございませんか。

改定案につきましても、この数字でよろしいでしょうか。

○佐藤管理課長

すみません。前回の第4回の下水道資料の算定方法の中で、案2を基本という話をしていてその時の名称が小口配慮型という名称になっていて、小口だけを配慮しているようなイメージがあったので、改めて使用実態配慮型という名称に変更させていただいております。

○金澤委員長

案が2つある中の案2を採用しているということでございます。よろしいでしょうか。

○D委員

最後の「7. 市民への説明責任」についてですが、料金改定は令和9年7月から実施されるとのことですが、今回は大幅な料金改定となることから、今後、市民への説明をどのような方法で、こういった段階、見通しで考えているのかお聞きしたいと思います。

○佐藤管理課長

市民を集めた座談会とかは回数を多く開催しなければならないので無理かもしれませんが、各地域の行政協力員会議などの機会を活用し、料金改定について説明したいと考えております。行政協力員会議は例年、年明けから春先にかけて開催されておりますので、そのよう

な場で説明したいと思います。あと、順調に進んだ場合には、12月定例会に条例改正案を提出することになり、その後、ホームページ等を通じて市民の皆様へお知らせすることになると思います。

○D委員

ありがとうございます。今回の料金改定額は非常に大きなものと感じますので、事細かに十分ご理解いただけるようご説明していただければと思います。そうすれば市民の方も「致し方ないのかな」と思い、安心して受け止めていただけるのではないかと考えますのでよろしく願いいたします。

○金澤委員長

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、上水道に関する答申及び下水道に関する答申について、収入の少ない方への配慮に関する文言を加えること、また、下水道に関する答申については、負担の公平性に関する事項について市に対する意見を加えることとした上で、本答申案を決定することによりよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○金澤委員長

それでは、そういった修正を加えた上で、異議なしということで認めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

細かな字句の修正については事務局の方と調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そのほか、委員の皆様からご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは本日の協議は終了したいと思います。

事務局の方にお返しいたします。

○佐藤管理課長

これまでの協議、大変ありがとうございました。

次回の第7回の検討委員会ですが、今度は「ガス事業の経営形態のあり方」の諮問に対する

答申ということになります。開催は10月下旬になりますのでよろしくお願いいたします。また、委員の皆様事前に資料を差し上げますのでよろしくお願いいたします。今回の答申案につきましては、今後、9月定例会において検討状況を報告する予定となっておりますので、その点についてもご承知おきいただきたいと思います。

○吉田特命課長

以上で、本日の協議事項はすべて終了となります。長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございました。

(午前11時50分終了)